

涌谷町監査委員告示第2号

令和7年6月2日付け涌監第16号で収受した涌谷町職員措置請求に係る監査の結果について、地方自治法第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年7月16日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

請求人 宛

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

涌谷町職員措置請求について（通知）

令和7年6月2日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長、委員会若しくは委員、職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為（当該行為が相当の確実さで予測される場合を含む。）又は怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると規定しています。

また、住民監査請求の対象となる具体的な事項は

- （1） 違法若しくは不当な公金の支出があるとき。
- （2） 違法若しくは不当な財産の取得、管理、処分があるとき
- （3） 違法若しくは不当な契約の締結、履行があるとき。
- （4） 違法若しくは不当な債務その他の義務の負担があるとき
- （5） 上記（1）から（4）までの行為が相当の確実さで予測される場合があるとき。
- （6） 違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があるとき。
- （7） 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとき。

となっています。

本件請求において請求人は、「町長と町民医療福祉センター管理者、監査委員は経営の実態を正確に分析する事を怠り、健全経営の水準に達したと虚偽の発表をした。結果的に病院が

粉飾や粉飾まがいの手法を使った。臭いものに蓋をするのではなく事実を町民に開示しなければならない。この虚偽の発表によって町と病院の社会的信用の喪失という具体的損害を与えた事実は看過できない」として、

(1) 町長と管理者は健全経営の水準に達したとする根拠となる証拠を開示して町民に謝罪し、決算書の修正を求める。

(2) 監査委員は、審査意見書作成のために適正と判断した記録やその他の証拠、適正はどのような証拠に基づいてなされたのか。透明性と公正性を求める議論の重要性に鑑み、経営成績と財政状態が適正に表示されているか。分析の数値の増減理由と対応策を示すことを求める。決算審査意見書の修正を求める。

(3) 町に生じている損害として、社会的信用の喪失という具体的損害を与えた事実は看過できない。

としています。

上記請求内容については、対象となる財務行為や怠る事実の具体的な内容が示されておらず、「」の中で記載している「町長等が健全経営の水準に達したと虚偽の発表をした」という事実証明書の提示もなされておられません。また、財務上町が被った損害の記載もないことから、具体的な事実に基づかない一方的意見による監査請求となっています。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。